

2015年3月31日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—金融政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第375号）

中国銀行業監督管理委員会、 M&A貸付のガイドラインを改定 貸付基準緩和で企業再編を後押し

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

中国銀行業監督管理委員会（CBRC）は、2015年2月10日付で『商業銀行による合併・買収貸付リスク管理ガイドライン』の印刷・配布に関する通達』（銀監発[2015]5号、以下『ガイドライン』という）を公布しました。企業によるM&A行為に対する銀行貸付のリスク管理基準を示したガイドラインを改定したもので、銀行によるM&A貸付の最長期限を5年から7年に延長し、M&A取引額に占める貸付額の比率上限を従来の50%から60%に引き上げる等、貸付基準の緩和を図っています。

□ 金融危機でM&A貸付を解禁

中国では、企業のM&A行為に対する銀行貸付が長らく禁止されてきました。銀行貸付行為に関する基本規定に当たる『貸付通則』が、「国家に別途規定がある場合を除き、貸付を用いて資本権益性投資に従事してはならない」（第20条）と規定していたためです。しかし、CBRCは金融危機直後の2008年12月、『商業銀行による合併・買収貸付リスク管理ガイドライン』の印刷・配布に関する通達』（銀監発[2008]84号、『ガイドライン』施行により廃止）を公布し、商業銀行によるM&A貸付を解禁しました。

今回公布された『ガイドライン』は、その改定版に当たります。国務院が2014年3月に公布した『企業の合併再編市場環境のさらなる最適化に関する意見』（国発[2014]14号）を受けたもので、企業再編による経済構造の転換や国内企業の海外進出をさらに促進する狙いがあります。

□ リスク管理はなお厳しく

『ガイドライン』は、M&A貸付基準を一部緩和しています。まず、M&A貸付の最長期限を「通常5年」から「通常7年」に延長しました（第22条）。CBRCはその理由について、「異なる合併・買収プロジェクトの投資回収期間がそれぞれ異なり、一部の合併・買収プロジェクトの統合が比較的複雑であり、相乗効果を生み出すまでの期間が比較的長い」ことを挙げ、延長した方がよりM&A取引の実情にマッ

ちするためと解説しています。次に、貸付金額がM&A取引額に占める割合については、旧ガイドラインでは50%を上限としていましたが、『ガイドライン』ではこれを60%としています（第21条）。さらに、M&A貸付に対する担保の取得についても、これまでの強制的な表現から原則的な表現に改めた（第29条）ほか、「原則として、商業銀行が合併・合併貸付に対して要求する担保条件は、その他の貸付種類より高くなければならない」とする文言を削除しています。

一方で、『ガイドライン』は引き続き銀行に厳格なリスク管理を求めています。銀行は、M&A貸付を実行する際にM&A取引の戦略リスク、法律・コンプライアンスリスク、統合リスク、経営・財務リスク、カントリーリスク、為替リスク等を分析・評価（第10条）し、その結果に基づいて金額、期限、金利、返済計画、担保等の貸付条件を慎重に確定しなければなりません（第30条）。また、M&A取引の当事者双方が関連企業である場合は、M&A取引の真実性と取引価格の合理性に対する審査を強化する必要があります（第28条）。貸付実行後も、借入企業のキャッシュフローを監視して貸付金が流用されるのを防止（第33条）し、返済計画と実際の返済資金源が一致しているか等を確認（第35条）しなければなりません。

このほか、『ガイドライン』はM&A貸付を取り扱える銀行の条件（第5条）や企業によるM&A貸付申請の基本条件（第26条）、貸付契約に盛り込むべき貸付人の権利保護条項（第31条）等を盛り込んでいます。

【図表】M&A貸付の主なリスク管理規定

M&A貸付を取り扱える銀行の条件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 健全なリスク管理・内部統制制度を有していること ✓ 資本充足率が10%を下回っていないこと ✓ 各種監督管理指標を満たしていること ✓ M&A貸付のデューデリジェンスとリスク評価を行う専門チームを有していること
M&A貸付業務の主なプルードランス条件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自行のすべてのM&A貸付残高がコア資本（一級資本）の50%を超えないこと ✓ 借入人1社に対するM&A貸付残高がコア資本の5%を超えないこと ✓ 貸付金額がM&A取引額の60%を超えないこと ✓ 貸付期限が通常7年を超えないこと
企業によるM&A貸付申請の基本条件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 合併・買収企業が法令遵守で経営し、信用状況が良好で、与信に対する違約や銀行債務の回避等の不良記録がないこと ✓ M&A取引が合法的でコンプライアンスに合致し、国家の産業政策・業界参入・独占禁止・国有資産譲渡等に関する批准を取得し、関連手続を履行していること ✓ 合併・買収企業がM&A対象企業と比較的高い産業関連度・戦略関連性を有し、M&Aを通じて対象企業の研究開発能力、中核技術・工程、商標、特許権、供給・販売ネットワーク等の戦略的資源を獲得し、その競争力を高められること
貸付契約に盛り込むべき貸付人の権利保護条項	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 借入企業またはM&A後の企業の重要な財務指標に対する拘束性条項 ✓ 借入企業が特定の状況で獲得した超過資金を前倒し返済に用いる強制性条項 ✓ 借入人またはM&A後の企業の主要口座または専用口座に対するモニタリング条項 ✓ 銀行の重大事項に対する知る権利または許可権を確保する借入人の承諾条項 ✓ 貸付資金の引出条件や支払使用に関する条項（引出条件として、少なくとも自己資金の全額払込等を約定しなければならない） ✓ 借入人が定期的に財務諸表等を銀行に報告する義務を負うこと

（『ガイドライン』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

*

『ガイドライン』の詳細については、4 ページからの日本語仮訳および 13 ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

(日本語仮訳)

中国銀行業監督管理委員会

銀監発[2015]5号

『商業銀行による合併・買収貸付リスク管理ガイドライン』の印刷・配布に関する通達

各銀行業監督管理局、各政策性銀行、国有商業銀行、株式制商業銀行、郵政貯蓄銀行、中国銀行業監督管理委員会が直接監督管理する企業集団ファイナンス・カンパニー：

ここに改定後の『商業銀行による合併・買収貸付管理リスクガイドライン』を印刷・配布し、合わせて関連事項について以下のように通知する。

- 1、銀行業金融機関は、産業構造の最適化を積極的に支持し、法令遵守、プルーデンス経営、リスクコントロール可能、商業的に持続可能な原則に基づき、積極的に穏当に合併・買収貸付業務を展開し、企業の合併再編に対する金融サービス水準を向上させなければならない。
- 2、銀行業金融機関は、絶えず合併・買収貸付の対象を最適化し、大々的に生産能力過剰の緩和を押し進め、技術のアップグレードを支援し、積極的に競争優位のある国内企業の「海外進出」を促進し、企業による多国籍経営能力および産業競争力の向上を後押しし、優位の相互補完、ウィン・ウィンを実現しなければならない。
- 3、銀行業金融機関は、持続的に合併・買収リスク防止体系の建設を強化し、絶えず合併・買収貸付リスク管理を完備化し、全面的に合併・買収取引の各種リスクを分析する基礎の上に、合併・買収貸付リスク評価業務を適切に遂行し、慎重に合併・買収貸付条件を確定し、貸付後管理の程度を強化し、適切に合併・買収貸付の安全を保障しなければならない。

中国銀行業監督管理委員会

2015年2月10日

商業銀行による合併・買収貸付リスク管理ガイドライン

第1章 総則

第1条 商業銀行による合併・買収貸付の経営行為を規範化し、商業銀行による合併・買収貸付のリスク管理能力を向上させ、商業銀行による経済構造調整および資源最適化配置に対する支持力を強化し、銀行業の公平な競争を促進し、銀行業の合法的で穏健な運行を維持するため、『中華人

民共和国銀行業監督管理法』、『中華人民共和国商業銀行法』等の法律・法規に基づき、本ガイドラインを制定する。

第2条 本ガイドラインがいう商業銀行とは、『中華人民共和国商業銀行法』に基づき設立した商業銀行法人機構を指す。

第3条 本ガイドラインがいう合併・買収とは、国内の合併・買収側が現有持分の譲渡、増資持分の引受、もしくは資産買収、債務引受等の方式を通じて、すでに設立して持続的に経営している目標企業もしくは資産の合併もしくは実際の支配を実現する取引行為を指す。

合併・買収は、合併・買収側がその専門的に設立したその他の業務経営活動のない全額出資もしくは持分支配子会社（以下「子会社」という）を通じて行うことができる。

第4条 本ガイドラインがいう合併・買収貸付とは、商業銀行が合併・買収側もしくはその子会社に実行する、合併・買収取引代金および費用の支払に用いる貸付を指す。

第5条 合併・買収貸付を開設する商業銀行法人機構は、以下の条件に合致していなければならない。

- (1) 健全なリスク管理および有効な内部統制メカニズムを有していること、
- (2) 資本充足率が10%を下回らないこと、
- (3) その他の各種監督管理指標が監督管理要求に合致していること、
- (4) 合併・買収貸付のデューデリジェンスおよびリスク評価の専門チームを有していること。

商業銀行は、合併・買収貸付業務を開設する前に、合併・買収貸付業務フローおよび内部統制制度を制定し、合わせて監督管理機構に報告しなければならない。商業銀行は、合併・買収貸付業務を開設した後、上述のいずれかの条件を持続的に満たすことができなくなってしまう場合、新たな合併・買収貸付業務の取扱を停止しなければならない。

第6条 商業銀行が開設する合併・買収貸付業務は、法令遵守、プルーデンス経営、リスクコントロール可能、商業的に持続可能の原則を遵守しなければならない。

第7条 商業銀行は、合併・買収貸付業務発展戦略を制定し、国の産業、土地、環境保護等の関連政策を十分に考慮し、合併・買収貸付業務発展の目標、顧客範囲、リスク引受限度額およびその主要なリスク特性を明確化し、合理的に企業の合併再編融資の需要を満たさなければならない。

第8条 商業銀行は、管理強度がその他の貸付種類を上回る原則に基づき、相応の合併・買収貸付管理

制度および管理情報システムを構築し、業務フロー、内部統制制度および管理情報システムが有効に合併・買収貸付のリスクを識別、計量、モニタリングおよびコントロールできるよう確保しなければならない。

商業銀行は、監督管理要求に基づき合併・買収貸付統計制度を構築し、合併・買収貸付の統計、集計、分析等の業務を適切に遂行しなければならない。

第9条 中国銀行業監督管理委員会およびその派出機構は、法に基づき商業銀行による合併・買収貸付業務に対して監督管理を実施し、商業銀行が業務開設条件に合致せず、もしくは本ガイドラインの関連規定に違反し、有効に合併・買収貸付リスクをコントロールできないことを発見した場合、関連法律・法規に基づき商業銀行に合併・買収貸付業務の一時停止を命令する等の監督管理措置を採ることができる。

第2章 リスク評価

第10条 商業銀行は、戦略リスク、法律とコンプライアンスリスク、統合リスク、経営リスクおよび財務リスク等の合併・買収と関連する各種リスクを全面的に分析する基礎の上に、合併・買収貸付のリスクを評価しなければならない。商業銀行による合併・買収貸付がクロスボーダー取引に係わる場合、カントリーリスク、為替リスクおよび資金のクロスボーダーリスク等も分析しなければならない。

第11条 商業銀行による戦略リスクの評価は、合併・買収双方の業界見通し、市場構造、経営戦略、管理チーム、企業文化および株主による支持等の方面から分析を行わなければならない。以下の内容を含むがこれに限らない。

- (1) 合併・買収双方の産業関連度および戦略関連性、ならびに形成される可能性がある相乗効果、
- (2) 合併・買収双方の戦略、管理、技術および市場統合等の方面から取得する超過回収の機会、
- (3) 合併・買収後の予想戦略成果および企業価値増加の動力源、
- (4) 合併・買収後の新たな管理チームによる新戦略目標実現の可能性、
- (5) 合併・買収の投機性および相応のリスクコントロール対策、
- (6) 相乗効果が実現できないとき、合併・買収側が採る可能性があるリスクコントロール措置もしくは退出戦略。

第12条 商業銀行による法律とコンプライアンスリスクの評価は、以下の内容の分析を含むがこれに限

らない。

- (1) 合併・買収取引の各当事者が合併・買収取引主体資格を備えているか否か、
- (2) 合併・買収取引が関連規定によりすでに、もしくは間もなく批准を取得し、合わせて必要な登記、公告等の手続を履行しているか否か、
- (3) 法律・法規が合併・買収取引の資金源に対して制限的な規定を有しているか否か、
- (4) 担保の法律構造が合法・有効に必要な法定手続を履行しているか否か、
- (5) 借入人による返済キャッシュフローに対するコントロールは法令を遵守しているか否か、
- (6) 貸付人の権利が有効な法律保障を得られているか否か、
- (7) 合併・買収、合併・買収融資法律構造と関連するその他の方面のコンプライアンス性。

第13条 商業銀行による統合リスクの評価は、合併・買収双方が以下の方面の統合を通じて相乗効果を実現する能力を有しているか否かの分析を含むがこれに限らない。

- (1) 発展戦略の統合、
- (2) 組織の統合、
- (3) 資産の統合、
- (4) 業務の統合、
- (5) 人的資源およびカルチャーの統合。

第14条 商業銀行による経営および財務リスクの評価は、以下の内容の分析を含むがこれに限らない。

- (1) 合併・買収後の企業経営の主要リスク、例えば業界発展および市場シェアが安定もしくは成長の趨勢を維持できるか否か、会社ガバナンスが有効か否か、管理チームが安定的かつ十分な能力を有しているか否か、技術が成熟して企業の競争力を向上できるか否か、財務管理が有効か否か等、
- (2) 合併・買収双方の将来のキャッシュフローおよびその安定度、
- (3) 合併・買収する持分（もしくは資産）のプライシングが目標企業の持分（もしくは資産）の合理的な評価価値を上回るリスク、
- (4) 合併・買収双方の配当戦略およびそれが合併・買収貸付の返済資金源に対してもたらす影響、
- (5) 合併・買収において使用する債務融資ツールおよびそれが合併・買収貸付の返済資金源に対してもたらす影響、
- (6) 為替レートおよび利率等の要素の変動が合併・買収貸付の返済資金源に対してもたらす影響。

商業銀行は、上述のリスク要素を総合的に考慮して、合併・買収双方の経営および財務状況、合併・買収融資の方式および金額等の状況に基づき、合理的に合併・買収貸付の返済資金源を算定し、慎重に合併・買収貸付が支持する合併・買収プロジェクトの財務レバレッジ率を確定し、合併・買収の資金源に含まれる合理的な比率の權益性資金を確保し、高レバレッジの合併・買収融資がもたらすリスクを防止しなければならない。

第15条 商業銀行は、合併・買収と関連する各種リスクを全面的に分析する基礎の上に、ブルーデンスの財務モデルを構築し、合併・買収双方の将来の財務データ、ならびに合併・買収貸付リスクに対して重要な影響を有する主要な財務レバレッジおよび債務償還能力指標を算定しなければならない。

第16条 商業銀行は、財務モデルによる算定の基礎の上に、各種の不利な状況の合併・買収貸付リスクに対する影響を十分に考慮しなければならない。不利な状況は、以下を含むがこれに限らない。

- (1) 合併・買収双方の経営業績（キャッシュフローを含む）が返済期間内に安定もしくは成長の趨勢を保持できない場合、
- (2) 合併・買収双方のガバナンス構造が不健全で、管理チームが不安定もしくは任に堪えない場合、
- (3) 合併・買収後に合併・買収側が目標企業と相乗効果を生み出せない場合、
- (4) 合併・買収側に目標企業との関連関係が存在し、とりわけ合併・買収側が目標企業と同一の実際の支配者による支配を受けている状況。

第17条 商業銀行は、全面的に合併・買収貸付リスクを評価する基礎の上に、合併・買収取引の真実性を確認し、借入人の返済資金源が十分であるか否か、返済資金源が返済計画と対応しているか否か、借入人が契約の約定に基づき貸付利息および元本を支払うことができているか否か等を総合的に判断し、合わせて合併・買収貸付の品質低下時に採りうる対応措置もしくは退出戦略を提出し、貸付評価審査報告を形成しなければならない。

第3章 リスク管理

第18条 商業銀行の全部の合併・買収貸付の残高が同期の自行の一級資本純額に占める比率は、50%を超えてはならない。

第19条 商業銀行は、自行の合併・買収貸付業務発展戦略に基づき、それぞれ単一の借入人、集団顧客、業界類別、国家もしくは地域により合併・買収貸付集中度に対して相応の限度額コントロール体系を構築し、合わせて中国銀行業監督管理委員会もしくはその派出機構に報告しなければな

らない。

第20条 商業銀行による単一の借入人に対する合併・買収貸付の残高が同期の自行の一級資本純額に占める比率は、5%を超えてはならない。

第21条 合併・買収取引代金における合併・買収貸付が占める比率は、60%を上回ってはならない。

第22条 合併・買収貸付の期限は、通常7年を超えない。

第23条 商業銀行は、自行の合併・買収貸付業務規模および複雑度に対応する合併・買収関連法律、財務、業界等の知識を熟知した専門人員を有していなければならない。

第24条 商業銀行は、内部で合併・買収貸付のデューデリジェンスおよびリスク評価の専門チームを組織し、本ガイドライン第11条から第17条の内容に対して調査、分析および評価を行い、合わせて書面報告を形成しなければならない。

前項がいう専門チームの責任者は、3年以上の合併・買収従業経験を有し、メンバーは合併・買収の専門家、与信の専門家、業界の専門家、法律の専門家および財務の専門家等を含むがこれに限らない。

第25条 商業銀行は、合併・買収貸付業務の受理、デューデリジェンス、リスク評価、契約締結、貸付実行、貸付後管理等の主要業務プロセスおよび内部コントロール体系において、専門化された管理とコントロールを強化しなければならない。

第26条 商業銀行が受理する合併・買収貸付申請は、以下の基本条件に合致していなければならない。

- (1) 合併・買収側が法令遵守で経営し、信用状況が良好で、与信違約・銀行債務の回避等の不良記録がないこと、
- (2) 合併・買収取引が合法的でコンプライアンスに合致し、国家の産業政策、業界参入、独占禁止、国有資産譲渡等の事項に係わる場合、関連法律・法規および政策要求により、関連方面の批准を取得および関連手続を履行していなければならないこと、
- (3) 合併・買収側と目標企業との間に比較的高い産業関連度もしくは戦略関連性を有し、合併・買収側が合併・買収を通じて目標企業の研究開発能力、中核技術と工程、商標、特許権、供給もしくは販売ネットワーク等の戦略的資源を獲得してその核心競争能力を向上させることができること。

第27条 商業銀行は、合併・買収取引の複雑性、専門性および技術性に基づき、仲介機構を招聘して関連調査を行ってリスク評価時に当該仲介機構の調査報告を使用することができる。

前項がいう状況がある場合、商業銀行は相応の仲介機構管理制度を構築し、合わせて書面契約を通じて仲介機構の法律責任を明確化しなければならない。

第28条 合併・買収側と目標企業に関連関係が存在する場合、商業銀行は貸付前調査を強化し、合併・買収取引の経済動機、合併・買収双方の統合の実行可能性、相乗効果の可能性等の関連状況を了解および掌握し、合併・買収取引の真実性および合併・買収取引価格の合理性を確認し、関連企業間で虚偽の合併・買収取引を利用して銀行与信資金を引き出す行為を防止しなければならない。

第29条 商業銀行は、原則として借入人に合併・買収貸付リスクをカバーできる十分な担保を提供するよう要求しなければならない。資産抵当、持分の質権設定、第三者保証、および法律の規定に合致するその他の形式の担保を含むがこれに限らない。目標企業の持分で質権設定するとき、商業銀行はより慎重な方法を採用してその持分価値を評価および質権設定率を確定しなければならない。

第30条 商業銀行は、合併・買収貸付リスク評価結果に基づき、慎重に借入契約における貸付金額、期限、利率、分割返済計画、担保方式等の基本条項の内容を確定しなければならない。

第31条 商業銀行は、借入契約において貸付人の利益を保護する主要条項を約定しなければならない。以下を含むがこれに限らない。

- (1) 借入人もしくは合併・買収後の企業の重要な財務指標に対する拘束性条項、
- (2) 借入人が特定の状況において獲得した超過キャッシュフローを前倒し返済に用いる強制性条項、
- (3) 借入人もしくは合併・買収後の企業の主要もしくは専用口座のモニタリング条項、
- (4) 貸付人による重大事項に対する知る権利もしくは認可権を確保する借入人の承諾条項。

第32条 商業銀行は、本ガイドライン第31条がいう主要条項を通じて、合併・買収双方に以下の状況が発生したときに採ることができるリスクコントロール措置を約定しなければならない。

- (1) 主要株主の変化、
- (2) 経営戦略の重大な変化、
- (3) 重大な投資プロジェクトの変化、

- (4) 営業コストの異常な変化、
- (5) ブランド、顧客、市場チャネル等の重大で不利な変化、
- (6) 新たに発生した重大な債務もしくは対外担保、
- (7) 重大な資産の売却、
- (8) 配当戦略の重大な変化、
- (9) 担保人の担保能力もしくは抵当・質権設定対象物に発生した重大な変化、
- (10) 企業の持続的経営に影響するその他の重大事項。

第33条 商業銀行は、貸付契約において引出条件および貸付の支払使用と関連する条項を約定しなければならず、引出条件に少なくとも合併・買収側の自己調達資金の全額払込済および合併・買収コンプライアンス条件の充足済等の内容を含めなければならない。

商業銀行は、借入契約の約定に基づき、貸付資金の引出および支払に対する管理を強化し、資金フローのモニタリングを適切に遂行し、関連企業による虚偽の合併・買収取引を借りた貸付資金の引出を防止し、貸付資金が流用されないことを確保しなければならない。

第34条 商業銀行は、貸付契約において借入人が貸付存続期間に定期的に合併・買収双方、担保人の財務諸表および貸付人の必要とするその他の関連資料を送付する義務を有することを約定しなければならない。

第35条 商業銀行は、貸付存続期間に、貸付後検査を強化し、遅滞なく合併・買収実施状況を追跡し、定期的に合併・買収双方の将来のキャッシュフローの予測可能性および安定性を評価し、定期的に借入人の返済計画と返済資金源が対応しているか否かを評価し、合併・買収取引もしくは合併・買収双方に異常な状況が発生した場合、遅滞なく有効な措置を採って貸付の安全を保障しなければならない。

合併・買収側と目標企業に関連関係が存在する場合、商業銀行は貸付後管理の程度を強化し、特に合併・買収取引が実際の執行および合併・買収側の目標企業に対する真実の統合実施を得ていることを確認しなければならない。

第36条 商業銀行は、貸付存続期間に、借入契約における主要条項の履行状況に注意深く関心を払わなければならない。

第37条 商業銀行は、その他の貸付種類を下回らない頻度および標準に基づき合併・買収貸付に対してリスク分類および準備金引当を行わなければならない。

第38条 合併・買収貸付に不良が発生したとき、商業銀行は遅滞なく貸付の回収、保全、および抵当・質権設定対象物の処分、法に基づく企業経営権の接收等のリスクコントロール措置を採らなければならない。

第39条 商業銀行は、合併・買収貸付業務内部報告の内容、経路および頻度を明確化し、合わせて少なくとも毎年、合併・買収貸付業務のコンプライアンス性および資産価値の変化に対して内部検査および独立した内部監査を行い、そのリスク状況に対して全面的な評価を行わなければならない。合併・買収貸付の集中度が高すぎる、貸付リスク分類が急下降した等の状況が発生したとき、商業銀行は内部報告、検査および評価の頻度を高めなければならない。

第40条 商業銀行は、合併・買収貸付の不良債権額もしくは不良率が上昇したとき、以下の内容に対する報告、検査および評価を強化しなければならない。

- (1) 合併・買収貸付担保の方式、構成および貸付元利のカバーの状況、
- (2) 不良債権に対して採る回収および保全措置、
- (3) 質権設定持分の処分の状況、
- (4) 法に基づく企業経営権接收の状況、
- (5) 合併・買収貸付の貸倒引当状況。

第4章 附則

第41条 商業銀行による貸付の支持ですでに目標企業の支配権を獲得した合併・買収側企業が、目標企業に対する支配権を維持するために目標企業の持分を譲り受ける、もしくは引き受ける場合、本ガイドラインを適用する。

第42条 政策性銀行、外国銀行の支店および企業集団ファイナンス・カンパニーが合併・買収貸付業務を取り扱う場合、本ガイドラインを適用する。

第43条 本ガイドラインがいう合併・買収双方とは、合併・買収側と目標企業を指す。

第44条 本ガイドラインは、中国銀行業監督管理委員会が解釈に責任を負う。

第45条 本ガイドラインは、印刷・配布の日より施行する。『中国銀行業監督管理委員会による「商業銀行による合併・買収貸付リスク管理ガイドライン」の印刷・配布に関する通達』（銀監発[2008]84号）は同時に廃止する。

(中国語原文)

中国银行业监督管理委员会
银监发〔2015〕5号
关于印发《商业银行并购贷款风险管理指引》的通知

各银监局，各政策性银行、国有商业银行、股份制商业银行，邮储银行，银监会直接监管的企业集团财务公司：

现将修订后的《商业银行并购贷款风险管理指引》印发给你们，并就有关事项通知如下：

- 一、 银行业金融机构要积极支持优化产业结构，按照依法合规、审慎经营、风险可控、商业可持续的原则，积极稳妥开展并购贷款业务，提高对企业兼并重组的金融服务水平。
- 二、 银行业金融机构要不断优化并购贷款投向，大力推动化解产能过剩，助力技术升级，积极促进有竞争优势的境内企业“走出去”，助推企业提升跨国经营能力和产业竞争力，实现优势互补、互利共赢。
- 三、 银行业金融机构要持续强化并购贷款风险防控体系建设，不断完善并购贷款风险管理，在全面分析并购交易各项风险的基础上，做好并购贷款风险评估工作，审慎确定并购贷款条件，加大贷后管理力度，切实保障并购贷款安全。

中国银行业监督管理委员会

2015年2月10日

商业银行并购贷款风险管理指引

第一章 总则

第一条 为规范商业银行并购贷款经营行为，提高商业银行并购贷款风险管理能力，加强商业银行对经济结构调整和资源优化配置的支持力度，促进银行业公平竞争，维护银行业合法稳健运行，根据《中华人民共和国银行业监督管理法》、《中华人民共和国商业银行法》等法律法规，制定本指引。

第二条 本指引所称商业银行是指依照《中华人民共和国商业银行法》设立的商业银行法人机构。

第三条 本指引所称并购，是指境内并购方企业通过受让现有股权、认购新增股权，或收购资产、承

接债务等方式以实现合并或实际控制已设立并持续经营的目标企业或资产的交易行为。

并购可由并购方通过其专门设立的无其他业务经营活动的全资或控股子公司（以下称子公司）进行。

第四条 本指引所称并购贷款，是指商业银行向并购方或其子公司发放的，用于支付并购交易价款和费用的贷款。

第五条 开办并购贷款业务的商业银行法人机构应当符合以下条件：

- （一）有健全的风险管理和有效的内控机制；
- （二）资本充足率不低于 10%；
- （三）其他各项监管指标符合监管要求；
- （四）有并购贷款尽职调查和风险评估的专业团队。

商业银行开办并购贷款业务前，应当制定并购贷款业务流程和内控制度，并向监管机构报告。商业银行开办并购贷款业务后，如发生不能持续满足上述条件之一的情况，应当停止办理新的并购贷款业务。

第六条 商业银行开办并购贷款业务应当遵循依法合规、审慎经营、风险可控、商业可持续的原则。

第七条 商业银行应制定并购贷款业务发展策略，充分考虑国家产业、土地、环保等相关政策，明确发展并购贷款业务的目标、客户范围、风险承受限额及其主要风险特征，合理满足企业兼并重组融资需求。

第八条 商业银行应按照管理强度高于其他贷款种类的原则建立相应的并购贷款管理制度和管理信息系统，确保业务流程、内控制度以及管理信息系统能够有效地识别、计量、监测和控制并购贷款的风险。

商业银行应按照监管要求建立并购贷款统计制度，做好并购贷款的统计、汇总、分析等工作。

第九条 银监会及其派出机构依法对商业银行并购贷款业务实施监督管理，发现商业银行不符合业务开办条件或违反本指引有关规定，不能有效控制并购贷款风险的，可根据有关法律法规采取责令商业银行暂停并购贷款业务等监管措施。

第二章 风险评估

第十条 商业银行应在全面分析战略风险、法律与合规风险、整合风险、经营风险以及财务风险等与并购有关的各项风险的基础上评估并购贷款的风险。商业银行并购贷款涉及跨境交易的，还应分析国别风险、汇率风险和资金过境风险等。

第十一条 商业银行评估战略风险，应从并购双方行业前景、市场结构、经营战略、管理团队、企业文化和股东支持等方面进行分析，包括但不限于以下内容：

- (一) 并购双方的产业相关度和战略相关性，以及可能形成的协同效应；
- (二) 并购双方从战略、管理、技术和市场整合等方面取得额外回报的机会；
- (三) 并购后的预期战略成效及企业价值增长的动力来源；
- (四) 并购后新的管理团队实现新战略目标的可能性；
- (五) 并购的投机性及相应风险控制对策；
- (六) 协同效应未能实现时，并购方可能采取的风险控制措施或退出策略。

第十二条 商业银行评估法律与合规风险，包括但不限于分析以下内容：

- (一) 并购交易各方是否具备并购交易主体资格；
- (二) 并购交易是否按有关规定已经或即将获得批准，并履行必要的登记、公告等手续；
- (三) 法律法规对并购交易的资金来源是否有限制性规定；
- (四) 担保的法律结构是否合法有效并履行了必要的法定程序；
- (五) 借款人对还款现金流的控制是否合法合规；
- (六) 贷款人权利能否获得有效的法律保障；
- (七) 与并购、并购融资法律结构有关的其他方面的合规性。

第十三条 商业银行评估整合风险，包括但不限于分析并购双方是否有能力通过以下方面的整合实现协同效应：

- (一) 发展战略整合；
- (二) 组织整合；
- (三) 资产整合；
- (四) 业务整合；
- (五) 人力资源及文化整合。

第十四条 商业银行评估经营及财务风险，包括但不限于分析以下内容：

- (一) 并购后企业经营的主要风险，如行业发展和市场份额是否能保持稳定或增长趋势，公司治理是否有效，管理团队是否稳定并且具有足够能力，技术是否成熟并能提高企业竞争力，财务管理是否有效等；
- (二) 并购双方的未来现金流及其稳定程度；
- (三) 并购股权（或资产）定价高于目标企业股权（或资产）合理估值的风险；
- (四) 并购双方的分红策略及其对并购贷款还款来源造成的影响；
- (五) 并购中使用的债务融资工具及其对并购贷款还款来源造成的影响；
- (六) 汇率和利率等因素变动对并购贷款还款来源造成的影响。

商业银行应当综合考虑上述风险因素，根据并购双方经营和财务状况、并购融资方式和金额等情况，合理测算并购贷款还款来源，审慎确定并购贷款所支持的并购项目的财务杠杆率，确保并购的资金来源中含有合理比例的权益性资金，防范高杠杆并购融资带来的风险。

第十五条 商业银行应在全面分析与并购有关的各项风险的基础上，建立审慎的财务模型，测算并购双方未来财务数据，以及对并购贷款风险有重要影响的关键财务杠杆和偿债能力指标。

第十六条 商业银行应在财务模型测算的基础上，充分考虑各种不利情形对并购贷款风险的影响。不利情形包括但不限于：

- (一) 并购双方的经营业绩（包括现金流）在还款期内未能保持稳定或增长趋势；
- (二) 并购双方的治理结构不健全，管理团队不稳定或不能胜任；
- (三) 并购后并购方与目标企业未能产生协同效应；
- (四) 并购方与目标企业存在关联关系，尤其是并购方与目标企业受同一实际控制人控制的情形。

第十七条 商业银行应在全面评估并购贷款风险的基础上，确认并购交易的真实性，综合判断借款人的还款资金来源是否充足，还款来源与还款计划是否匹配，借款人是否能够按照合同约定支付贷款利息和本金等，并提出并购贷款质量下滑时可采取的应对措施或退出策略，形成贷款评审报告。

第三章 风险管理

第十八条 商业银行全部并购贷款余额占同期本行一级资本净额的比例不应超过 50%。

第十九条 商业银行应按照本行并购贷款业务发展策略，分别按单一借款人、集团客户、行业类别、国家或地区对并购贷款集中度建立相应的限额控制体系，并向银监会或其派出机构报告。

第二十条 商业银行对单一借款人的并购贷款余额占同期本行一级资本净额的比例不应超过 5%。

第二十一条 并购交易价款中并购贷款所占比例不应高于 60%。

第二十二条 并购贷款期限一般不超过七年。

第二十三条 商业银行应具有与本行并购贷款业务规模和复杂程度相适应的熟悉并购相关法律、财务、行业等知识的专业人员。

第二十四条 商业银行应在内部组织并购贷款尽职调查和风险评估的专业团队，对本指引第十一条到第十七条的内容进行调查、分析和评估，并形成书面报告。

前款所称专业团队的负责人应有 3 年以上并购从业经验，成员可包括但不限于并购专家、信贷专家、行业专家、法律专家和财务专家等。

第二十五条 商业银行应在并购贷款业务受理、尽职调查、风险评估、合同签订、贷款发放、贷后管理等主要业务环节以及内部控制体系中加强专业化的管理与控制。

第二十六条 商业银行受理的并购贷款申请应符合以下基本条件：

- (一) 并购方依法合规经营，信用状况良好，没有信贷违约、逃废银行债务等不良记录；
- (二) 并购交易合法合规，涉及国家产业政策、行业准入、反垄断、国有资产转让等事项的，应按相关法律法规和政策要求，取得有关方面的批准和履行相关手续；
- (三) 并购方与目标企业之间具有较高的产业相关度或战略相关性，并购方通过并购能够获得目标企业的研发能力、关键技术与工艺、商标、特许权、供应或分销网络等战略性资源以提高其核心竞争能力。

第二十七条 商业银行可根据并购交易的复杂性、专业性和技术性，聘请中介机构进行有关调查并在风险评估时使用该中介机构的调查报告。

有前款所述情形的，商业银行应建立相应的中介机构管理制度，并通过书面合同明确中介机构的法律责任。

第二十八条 并购方与目标企业存在关联关系的，商业银行应当加强贷前调查，了解和掌握并购交易的经济动机、并购双方整合的可行性、协同效应的可能性等相关情况，核实并购交易的真实性以

及并购交易价格的合理性，防范关联企业之间利用虚假并购交易套取银行信贷资金的行为。

第二十九条 商业银行原则上应要求借款人提供充足的能够覆盖并购贷款风险的担保，包括但不限于资产抵押、股权质押、第三方保证，以及符合法律规定的其他形式的担保。以目标企业股权质押时，商业银行应采用更为审慎的方法评估其股权价值和确定质押率。

第三十条 商业银行应根据并购贷款风险评估结果，审慎确定借款合同中贷款金额、期限、利率、分期还款计划、担保方式等基本条款的内容。

第三十一条 商业银行应在借款合同中约定保护贷款人利益的关键条款，包括但不限于：

- (一) 对借款人或并购后企业重要财务指标的约束性条款；
- (二) 对借款人特定情形下获得的额外现金流用于提前还款的强制性条款；
- (三) 对借款人或并购后企业的主要或专用账户的监控条款；
- (四) 确保贷款人对重大事项知情权或认可权的借款人承诺条款。

第三十二条 商业银行应通过本指引第三十一条所述的关键条款约定在并购双方出现以下情形时可采取的风险控制措施：

- (一) 重要股东的变化；
- (二) 经营战略的重大变化；
- (三) 重大投资项目变化；
- (四) 营运成本的异常变化；
- (五) 品牌、客户、市场渠道等的重大不利变化；
- (六) 产生新的重大债务或对外担保；
- (七) 重大资产出售；
- (八) 分红策略的重大变化；
- (九) 担保人的担保能力或抵质押物发生重大变化；
- (十) 影响企业持续经营的其他重大事项。

第三十三条 商业银行应在借款合同中约定提款条件以及与贷款支付使用相关的条款，提款条件应至少包括并购方自筹资金已足额到位和并购合规性条件已满足等内容。

商业银行应按照借款合同约定，加强对贷款资金的提款和支付管理，做好资金流向监控，防范关联企业借助虚假并购交易套取贷款资金，确保贷款资金不被挪用。

第三十四条 商业银行应在借款合同中约定，借款人有义务在贷款存续期间定期报送并购双方、担保人的财务报表以及贷款人需要的其他相关资料。

第三十五条 商业银行在贷款存续期间，应加强贷后检查，及时跟踪并购实施情况，定期评估并购双方未来现金流的可预测性和稳定性，定期评估借款人的还款计划与还款来源是否匹配，对并购交易或者并购双方出现异常情况的，及时采取有效措施保障贷款安全。

并购方与目标企业存在关联关系的，商业银行应加大贷后管理力度，特别是应确认并购交易得到实际执行以及并购方对目标企业真正实施整合。

第三十六条 商业银行在贷款存续期间，应密切关注借款合同中关键条款的履行情况。

第三十七条 商业银行应按照不低于其他贷款种类的频率和标准对并购贷款进行风险分类和计提拨备。

第三十八条 并购贷款出现不良时，商业银行应及时采取贷款清收、保全，以及处置抵质押物、依法接管企业经营权等风险控制措施。

第三十九条 商业银行应明确并购贷款业务内部报告的内容、路线和频率，并应至少每年对并购贷款业务的合规性和资产价值变化进行内部检查和独立的内部审计，对其风险状况进行全面评估。当出现并购贷款集中度趋高、贷款风险分类趋降等情形时，商业银行应提高内部报告、检查和评估的频率。

第四十条 商业银行在并购贷款的不良贷款额或不良率上升时应加强对以下内容的报告、检查和评估：

- (一) 并购贷款担保的方式、构成和覆盖贷款本息的情况；
- (二) 针对不良贷款所采取的清收和保全措施；
- (三) 处置质押股权的情况；
- (四) 依法接管企业经营权的情况；
- (五) 并购贷款的呆账核销情况。

第四章 附则

第四十一条 商业银行贷款支持已获得目标企业控制权的并购方企业，为维持对目标企业的控制权而受让或者认购目标企业股权的，适用本指引。

第四十二条 政策性银行、外国银行分行和企业集团财务公司开办并购贷款业务的，参照本指引执行。

第四十三条 本指引所称并购双方是指并购方与目标企业。

第四十四条 本指引由中国银监会负责解释。

第四十五条 本指引自印发之日起施行。《中国银监会关于印发〈商业银行并购贷款风险管理指引〉的通知》（银监发〔2008〕84号）同时废止。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。